参考資料

令和9年度からの理念の学習方法変更に伴うスポーツ少年団指導者の登録について

令和8(2026)年度までの理念の学習について

【令和8(2026)年度まで】
原則スタートコーチ(ジュニア・ユース)を前年度受講することで「理念を学んだ者」となり、単位団には少なくとも2名以上の”理念を学んだ指導者”が必要。

2．指導者は、登録する年の 4 月 1 日現在満 18 歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。

3．単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員 10 名以上と指導者 2 名以上で構成されるものとする。

4．前項における指導者は、少なくともその 2 名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。

（1）令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

（2）スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者

（3）令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者

（4）令和 2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

▲スポーツ少年団登録規程施行細則抜粋

新たに「理念を学んだ者」として指導者登録したい場合、理念に関するカリキュラムを含む**スタートコーチ(ジュニア・ユース)**の取得が必要。
資格の認定が翌年度10月1日のため、
スポーツ少年団に理念を学んだ指導者として登録したい年度の**前年度中に養成講習会を修了している必要がある**

令和9(2027)年度からの理念の学習について

【令和9(2027)年度から】
理念の学習方法および単位団の登録要件を以下の方針で改定する。

・登録時にシステムを活用して※すべてのスポーツ少年団登録者が理念を学習する。
・これにより単位団の登録要件としては事前の理念の学習を必須としない形に改定する。
※具体的な学習方法や流れの詳細については調整中。主たる学習方法を動画閲覧とする方向にて検討。

【スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格について】
＜養成目的＞
ジュニア・ユース期※のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成することを目的に養成しています。

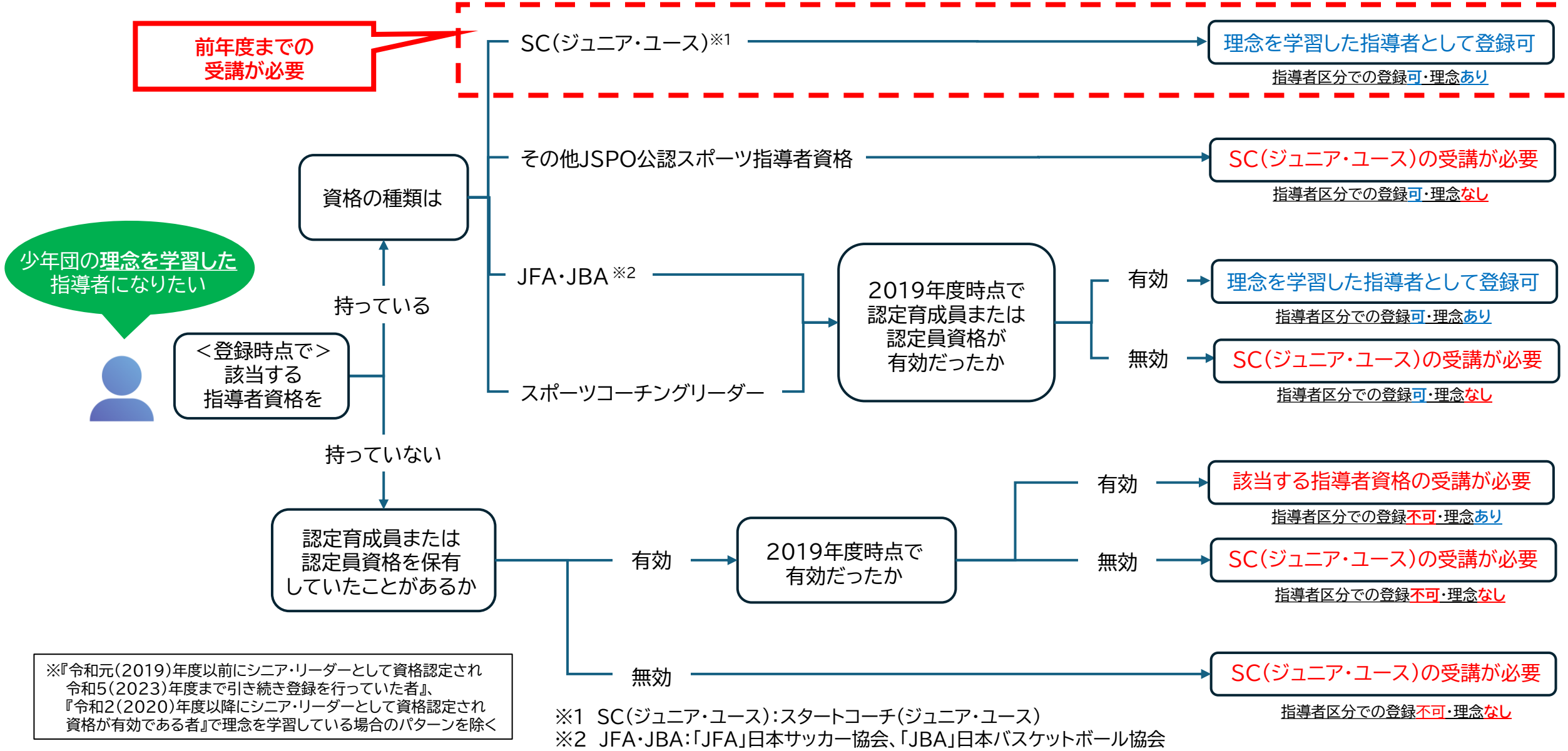
＜役割＞
スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、子どもたちにスポーツ・運動(遊び)の楽しさ、安全・安心な活動を提供する。

＜ポイント＞
・ジュニア・ユースアスリートの指導の基礎として必要な知識・技能を学ぶことができ、スポーツ少年団指導に適している。
・忙しい指導者の時間的・経費的負担をできる限り軽減した養成講習会であり、他の資格に比べ取得のハードルが低い。

単位団の登録要件として、理念を学習するためのスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会事前受講は必須としないが、スポーツ少年団指導者へは引き続き受講を推奨

※スポーツ少年団「改革プラン2022」では、「ジュニア・ユース世代」を、「3歳から概ね18歳までの年代」と定義。

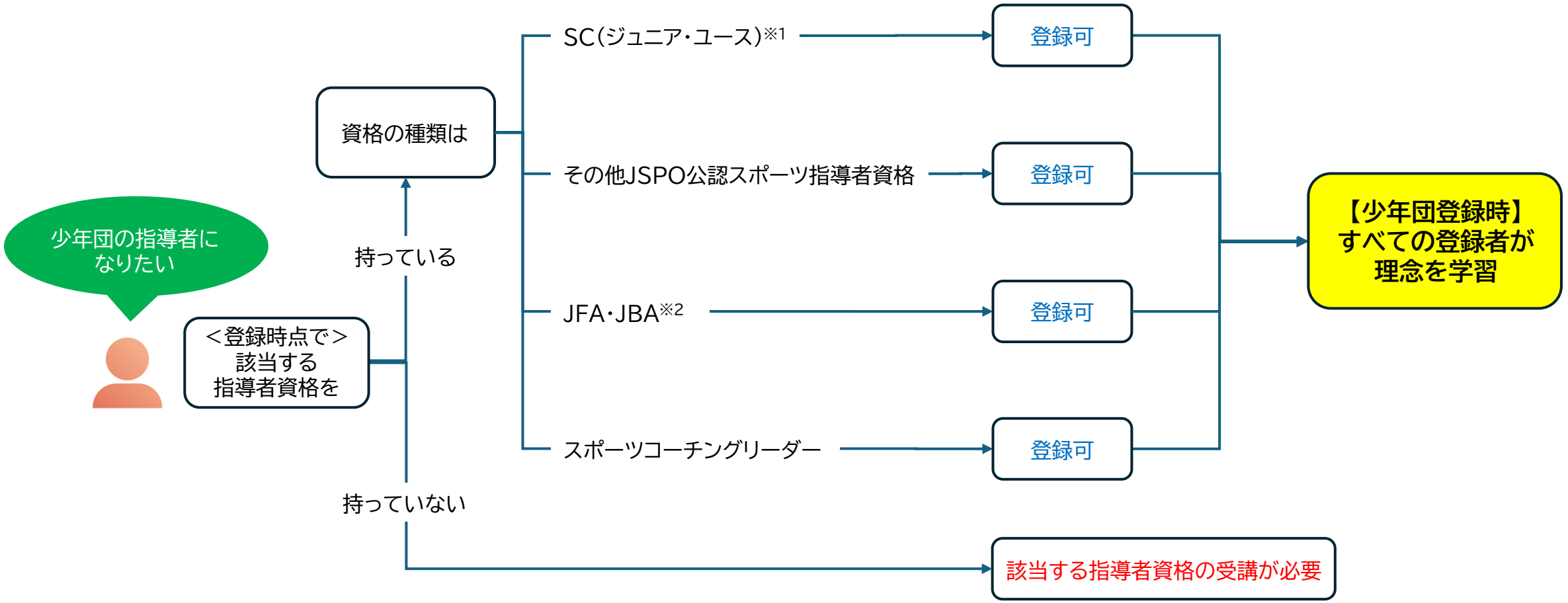
令和8(2026)年度までのスポーツ少年団指導者登録について



※『令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され
令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者』、
『令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され
資格が有効である者』で理念を学習している場合のパターンを除く

※1 SC(ジュニア・ユース):スタートコーチ(ジュニア・ユース)
※2 JFA・JBA:「JFA」日本サッカー協会、「JBA」日本バスケットボール協会

令和9(2027)年度からのスポーツ少年団指導者登録について



※1 SC(ジュニア・ユース):スタートコーチ(ジュニア・ユース)
※2 JFA・JBA:「JFA」日本サッカー協会、「JBA」日本バスケットボール協会